

基本規程	定 款
No. 001	

令和 8 年 6 月 24 日改訂

日本ラッド株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、日本ラッド株式会社と称し、英文では、Nippon RAD Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、および、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. コンピュータ・システムのソフトウェア設計、開発、販売、および賃貸
2. コンピュータ・システムのハードウェア設計、開発、販売、および賃貸
3. コンピュータ・システムに関するコンサルティング及び管理保守
4. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
5. 労働者派遣業
6. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,500万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第3章 株主総会

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に定める場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役が招集する。

② 株主総会の議長は、取締役会の定める取締役が行う。

(決議要件)

第13条 株主総会の決議は、法令又は、本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しな

ければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当会社に取り締役15名以内を置く。

(選任)

第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる

(取締役会)

第20条 取締役会は、あらかじめ取締役会の定める取締役会が招集し、その議長となる。

② あらかじめ取締役会が定めた取締役に事故があるときは、取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれを行う。

③ 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

④ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

⑤ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第21条 当会社に監査役5名以内を置く。

(選任)

第22条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第23条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第24条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第25条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第26条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

② 当社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償

責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が規定する金額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第28条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己の株式の取得)

第29条 取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第30条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

令和8年6月24日改訂

令和4年6月24日改訂

平成30年6月27日改訂

平成23年6月28日改訂

平成22年6月25日改訂

平成21年6月29日改訂

平成19年8月20日改訂

平成19年7月03日改訂

平成19年6月26日改訂

平成18年6月27日改訂

平成16年6月24日改訂

平成15年6月25日改訂

平成14年6月25日改訂

平成12年6月29日改訂

平成11年6月25日改訂

平成 11 年 3 月 26 日改訂

平成 10 年 8 月 10 日改訂